



話そう、  
働こう、  
育てよう。  
いっしょに。

男性も女性も、社会の対  
等な構成員として互いの人

男女共同参画社会とは

男性と女性が、職場、学  
校、地域、家庭で、それぞ  
れの個性と能力を發揮でき  
る「男女共同参画社会」の  
実現のためには皆さん一人ひ  
とりの取り組みが必要です。  
男女のパートナーシップ  
についてこの機会に考えて  
みませんか。

6月23日～29日は  
男女共同参画週間です

権を尊重しながら、その個  
性と能力を最大限に發揮で  
きる社会のことです。



図1

平成11年に施行された男  
女共同参画社会基本法では、  
男女共同参画社会の実現が  
21世紀の最重要課題と位置  
付けられました。  
同法では、男女共同参画  
社会を実現するための5本  
の柱(基本理念)を掲げて  
います。(図1)

表1 女性参画の国際順位

国名	ジェンダー・エン パワーメント指数	ジェンダー・ ギャップ指数	国会議員の 女性比率
ノルウェー	2位	1位	11位
オランダ	6位	9位	5位
シンガポール	15位	84位	43位
アメリカ	18位	27位	84位
日本	58位	98位	136位

出典：内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査—オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国—」(2009)  
※ジェンダー・エンパワーメント指数…国連開発計画が発表する指数で、政治経済活動における意思決定への女性参画の度合いを示す。  
※ジェンダー・ギャップ指数…世界経済会議が発表する指数で、男女格差の少なさの度合いを示す。

政策決定への女性参画

男女共同参画社会を形成  
するためには、政策・方針  
決定過程への女性参画の促  
進が重要です。日本では、  
女性の参画が進みつつあり  
ますが、国際的にはまだ十  
分とは言えません。(表1)

表2 ノルウェーでの出産・育児に関する休暇制度一覧

	母 親	父 親
妊娠中休暇	妊娠中12週間まで取得可 出産前3週間の取得が義務付けられている	出産にかかわる休暇は2週間まで取得できる(出生後の6週間とは別計算。受け取れる給与額は、雇用者と要交渉)
子どもの出生後約1年間	出産後6週間の取得が義務付けられている 子どもの出生後6週間が経過し職場に復帰した場合、1日1時間まで(30分を2回も可)の授乳休憩を取得できる 子どもの出生後6週間が経過した後も、有給の育児休暇を取得できる(両親のどちらが取得してもよい) 給与額は、出産後46週間を育児休暇期間とすれば通常の100%。56週間であれば80%となる	6週間まで取得可
子どもが12歳になるまで	出産後3年まで育児休暇を取得できる(2年目以降は無給) 子どもが病気になった場合、年間10日まで休暇を取得できる(子どもが二人以上の場合、15日まで取得可。また、子どもが長期の病気にかかった場合は、年間20日まで取得可) 一人親は20日休暇を取得できる	

他国での取り組み

表1から分かるように、  
ノルウェーは世界で最も男  
女共同参画の進んだ国の一  
つです。ここでは、ノルウ  
エーの子育てに関する取り  
組みを紹介します。

育児休暇制度

ノルウェーでは出産・育  
児に関する保護が非常に手  
厚くなっています。(表2)  
大きな特徴として199  
3年に導入されたパパ・ク  
ォータ制(育児休暇の一定  
期間を男性に割り当てるも  
の)があります。これは父  
親が使わなければ消滅して  
しまうもので、利用率は94  
年には45%でしたが、現在  
では90%を超えています。  
これに対して、日本人男  
性の育児休暇取得率は20  
07年度でわずか1・56%  
と非常に低い状況です。

日本の育児休暇制度

このような状況を受け  
て6月30日から改正育児・  
介護休業法が施行されま  
す。改正のポイントとして、  
男性の育児休業取得促進策、  
子どもの看護休暇制度の拡  
充などが挙げられます。

太田市の取り組み

市では、平成20年3月に  
「太田市男女共同参画基本  
計画」を策定しました。こ  
れは、性別にかかわらず個  
性と能力をいかして心豊か  
で活力ある社会を築くため  
に、太田市における男女共  
同参画社会の実現を目指し  
たものです。

また、男女共同参画につ  
いての意識向上を目的とし  
た講演会やセミナーも開催  
しています。

さらに、今まで女性の参  
画が少なかった市の政策や  
方針の立案・決定の場合、女  
性の参画を促進するため、  
さまざまな分野で自分の意  
見を市政に反映したいとい  
う女性を広く募集しています。

問い合わせ

生活そうだん課  
☎47-1897